

質問への回答書

『久留米市農業集落排水事業地方公営企業法適用に伴う資産調査・評価業務』

No.	質問		回答
	項目	内容（事務局により要約）	
1	仕様書【4頁】 第18条（2）調査対象施設及び数量 「（イ）管路施設」	「（イ）管路施設」の管路台帳は保有しているか。	管理台帳は保有していないが、令和2年度に実施した農業集落排水事業機能診断・最適整備構想策定業務委託により、既設管路情報の一覧を保有している。
2	仕様書【4頁】 第18条（2）調査対象施設及び数量 「（イ）管路施設」	No.1で管路台帳を保有している場合、電子化（GIS化）したシステムを保有しているか。	電子化されたシステムは保有していない。
3	仕様書【4頁】 第18条（2）調査対象施設及び数量 「（イ）管路施設」	No.2で電子化（GIS化）したシステムを保有している場合、Shapeファイルを提供することは可能か。	該当なし。
4	仕様書【4頁】 第18条（2）調査対象施設及び数量 「（イ）管路施設」	マンホールポンプの管理用として、電子化された資料（施設諸元EXCELやPDF等）を保有しているか。	管理用は保有していないが、No.1回答同様に既設機器の一覧を保有している。
5	仕様書【4頁】 第18条（2）調査対象施設及び数量 「（イ）管路施設」	No.4で電子化したデータを保有している場合、提供することは可能か。	提供可。
6	仕様書【4頁】 第18条（2）調査対象施設及び数量 「（ロ）処理施設」	「（ロ）処理施設」の施設台帳システムまたは施設諸元一覧（EXCEL化等）を保有しているか。	システム等は保有していないが、No.1回答同様に施設諸元一覧を保有している。
7	仕様書【4頁】 第18条（2）調査対象施設及び数量 「（ロ）処理施設」	各処理施設の竣工図を電子化した資料（EXCELやPDF等）を保有しているか。	電子化された資料は保有していない。（紙媒体のみ）
8	仕様書【4頁】 第18条（2）調査対象施設及び数量 「（ロ）処理施設」	No.6、No.7で電子化したデータを保有している場合、提供は可能か。	該当なし。
9	仕様書【4頁】 第19条第3項（資産の基礎調査）	「（1）設計図書（図面を含む）」は電子化された資料（EXCELやPDF等）を保有しているか。保有している場合、どの程度電子化されているか。	電子化された資料は保有していない。（紙媒体のみ）
10	仕様書【4頁】 第19条第3項（資産の基礎調査）	「（2）決算統計、（3）消費税申告書、（4）公債台帳、（5）備品台帳、（6）土地台帳、（7）国庫補助申請書、（8）その他資産に係る資料、（9）受益者分担金に係る台帳、（10）受贈資産に係る台帳」は電子化された資料（EXCELやPDF等）を保有しているか。保有している場合、どの程度電子化されているか。	全て電子化されたデータは（6）のみであり、下記は一部電子化している。 （3）H19年度事業分以降 （4）H17年度以降 （9）一部電子化
11	仕様書【4頁】 第19条第3項（資産の基礎調査）	No.9、No.10で電子化したデータを保有している場合、提供することは可能か。	電子化されたデータの保有分は提供可。
12	仕様書【6頁】 第27条「（1）土地」（固定資産の表示単位）	「（1）土地」は1筆単位で1つの台帳を作成する旨を記載されているが、公図や要約書資料等は提供すると理解でよいか。	提供可。
13	仕様書【6頁】 第27条「（5）工具器具及び備品」（固定資産の表示単位）	「（5）工具器具及び備品」は10万円以上かつ耐用年数1年以上のものを管理する旨を記載しているが、工具器具や備品を管理したリストまたは資料（電子化済または紙媒体）を保有しているか。	保有していない。
14	仕様書【6頁】 第27条「（5）工具器具及び備品」（固定資産の表示単位）	No.13で保有している場合、提供することは可能か。	該当無し。